

◎佐賀県条例第22号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例  
(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別徴収税額)</p> <p><b>第39条の6</b> 第35条の2第1項の規定<u>によって</u>特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条及び次条第2項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第39条の3及び第39条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第35条の2第1項の規定<u>によって</u>特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第39条の3及び第39条の4の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p><b>第39条の7</b> 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第328条の7第1項の規定による申告書と<u>あわせて</u>、次</p>	<p>(特別徴収税額)</p> <p><b>第39条の6</b> 第35条の2第1項の規定<u>により</u>特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下<u>この</u>条及び次条第2項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第39条の3及び第39条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第35条の2第1項の規定<u>により</u>特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第39条の3及び第39条の4の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p><b>第39条の7</b> 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第328条の7第1項の規定による申告書と<u>併せて</u>、次に</p>

改正前	改正後
<p>に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。この場合において、第2号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第39条の9の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が所得税法第30条第4項に規定する特定役員退職手当等又は同法第201条第1項第1号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その者が所得税法第30条第5項第3号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p>	<p>掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。この場合において、第2号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第39条の9の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該支払済みの他の退職手当等が所得税法第30条第7項に規定する一般退職手当等、同条第4項に規定する短期退職手当等又は同条第5項に規定する特定役員退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その者が所得税法第30条第6項第3号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p>
<p><b>第46条の22 略</b></p> <p>2 前条の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p>	<p><b>第46条の22 略</b></p> <p>2 前条の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超</p>

改正前	改正後
<p>(ゴルフ場利用税に係る帳簿記載等の義務)</p> <p><b>第81条 略</b></p> <p>2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前項の規定により保存すべき帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、<u>知事の承認を受けたときは</u>、規則で定めるところにより、<u>当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録</u>(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって<u>当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により電磁的記録による保存の承認を受けている者は、規則で定める場合において、<u>当該承認を受けている帳簿</u>(以下本項において「<u>電磁的記録に係る承認済帳簿</u>」という。)の全部又は一部について<u>知事の承認を受けたときは</u>、規則で定めるところにより、<u>当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の承認に係る申請等については、法第750条(第2項及び第6項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)</u>の規定の例による。</p>	<p>える場合には、<u>その超える部分の金額を控除した金額</u>)に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税に係る帳簿記載等の義務)</p> <p><b>第81条 略</b></p> <p>2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前項の規定により保存すべき帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合は、規則で定めるところにより、<u>当該帳簿に係る電磁的記録</u>(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって<u>当該帳簿の保存に代えることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により電磁的記録による保存をもって<u>当該帳簿の保存に代えている者は</u>、規則で定める場合には、<u>当該帳簿の全部又は一部について</u>、規則で定めるところにより、<u>当該帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>5 <u>第2項又は第3項の承認を受けている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p><b>第111条の3</b> 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率(法第145条第1項第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</u>が令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)以上であること。</p>	<p>4 <u>前2項の帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p><b>第111条の3</b> 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第1項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率(法第145条第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</u>が令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に100分の65を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)以上であること。</p>

改正前	改正後
<p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ハ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分</u></p>

改正前	改正後
<p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p>	<p><u>の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費</u></p>

改正前	改正後
<p>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</p>	<p><u>効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イ(1)の平成30年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）又は平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イ(1)の平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u></p>

改正前	改正後
<p>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a <u>平成30年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イの平成30年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イの平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率<u>に100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p><u>ク</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率<u>に100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p><u>エ</u> <u>車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p>	<p>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率<u>に100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p><u>ク</u> 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率<u>に100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p><u>ウ</u> 略</p>



改正前	改正後
<p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア <u>営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費</p>	<p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（<u>第4項又は第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費</p>

改正前	改正後
<p>効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) <u>次に掲げる石油ガス自動車</u></p> <p>ア <u>営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p>	<p>効率に<u>100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) <u>石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>ア <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(ア) <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>イ <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u></p>	<p><u>(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>イ <u>エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>ウ <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア <u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u></p>

改正前	改正後
<p>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年軽油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p> <p>4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと</p>	<p>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 略</p> <p>3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p> <p>4 第1項（第1号アからエまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

改正前			改正後		
する。					
第1項第1号ア(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の150</u> を乗じて得た <u>数値</u>	第1項第1号ア(イ)	<u>令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</u> に <u>100分の65</u>	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の141</u>
第1項第1号イ(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の165</u>	第1項第1号ア(ウ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)の令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の150</u> を乗じて得た <u>数値</u>
第1項第1号ウ(イ)	<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の144</u>	第1項第1号イ(イ)	<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の162</u>
第2項第1号ア(イ)	<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の138</u>	第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の150</u> を乗じて得た <u>数値</u>
第2項第1号	<u>令和2年度基準エネ</u>	平成22年度基準エネルギー	第1項第1号	<u>平成27年度基準エネ</u>	平成22年度基準エネルギー

改正前			改正後		
<u>イ(イ)</u>	<u>ルギー消費効率</u>	<u>一消費効率に100分の150を乗じて得た数値</u>	<u>エ(イ)</u>	<u>ルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分の120</u>	<u>一消費効率に100分の150</u>
<u>第2項第1号ウ(イ)</u>	<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110</u>	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138</u>	<u>第2項第1号ア(イ)</u>	<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60</u>	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130</u>
			<u>第2項第1号ア(ウ)</u>	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値</u>
			<u>第2項第1号イ(イ)</u>	<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115</u>	<u>平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144</u>
			<p>5 <u>第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項の令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>		
			<u>第1項第1号ア(イ)</u>	<u>令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4</u>	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94</u>

改正前	改正後		
		号イ(2)の令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に100分の65	
	第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
	第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
	第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
	第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
	第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
	第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
	附 則	附 則	

改正前	改正後
<p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p><b>第16条</b> 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p><b>第17条の2</b> 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。第3項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける同項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た</p>	<p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p><b>第16条</b> 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p><b>第17条の2</b> 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。第3項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける同項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た</p>



改正前	改正後
<p>額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第18条の4</b> <u>令和3年3月31日</u>までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、<u>令和3年3月31日</u>までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、<u>令和3年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p><b>第18条の4</b> <u>令和6年3月31日</u>までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、<u>令和6年3月31日</u>までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、<u>令和6年3月31日</u>までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>

改正前	改正後												
<p><b>第18条の8</b> 営業用の自動車に対する第111条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="232 483 1099 783"> <tr> <td data-bbox="232 483 609 611">第1項（第4項において準用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="609 483 1099 611">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 611 609 738">第2項（第4項において準用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="609 611 1099 738">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 738 1099 783">略</td> </tr> </table> <p>2 自家用の乗用車に対する第111条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）</p> <p><b>第18条の9</b> 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないも</p>	第1項（第4項において準用する場合を含む。）	略	第2項（第4項において準用する場合を含む。）	略	略		<p><b>第18条の8</b> 営業用の自動車に対する第111条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 483 2024 783"> <tr> <td data-bbox="1158 483 1534 611">第1項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="1534 483 2024 611">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 611 1534 738">第2項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="1534 611 2024 738">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 738 2024 783">略</td> </tr> </table> <p>2 自家用の乗用車に対する第111条の3第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）</p> <p><b>第18条の9</b> 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないも</p>	第1項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	略	第2項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	略	略	
第1項（第4項において準用する場合を含む。）	略												
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	略												
略													
第1項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	略												
第2項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	略												
略													

改正前	改正後
<p>の（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録（以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和3年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に<u>令和2年度</u>までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和3年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあつては、<u>200万円</u>）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 基本方針に<u>令和2年度</u>までに導入する台数が目標として定</p>	<p>の（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録（以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和5年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に<u>令和7年度</u>までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和5年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（<u>乗車定員30人以上の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。</u>）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 基本方針に<u>令和7年度</u>までに導入する台数が目標として定</p>

改正前	改正後
<p>められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が<u>令和3年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 基本方針に<u>令和2年度</u>までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 <u>次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）</u>、<u>衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）</u>又は<u>車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）</u>で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が<u>令和元年10月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が<u>令和5年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 基本方針に<u>令和7年度</u>までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 <u>車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）</u>であって、<u>同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）</u>、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であって、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その</u></p>	<p>及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。</p>

改正前	改正後
<p><u>他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの</u></p> <p><u>(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</u></p> <p><u>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>上に適合するもの</u></p> <p>5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制 動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定め るものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の 2の規定の適用については、<u>第1号から第3号までに掲げる自動 車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年 3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあ っては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31 日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、 「という。）から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下の<u>バス等</u>であって、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用される べきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽 減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるもの に限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規 定の適用については、<u>当該自動車の取得が令和元年10月31日ま だに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「とい う。）から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用される</p>	<p>5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制 動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定め るものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の 2の規定の適用については、<u>当該自動車の取得が令和3年10月31 日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、 「という。）から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下の<u>乗用車（施行規則で定めるものに 限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（次号におい て「バス等」という。）</u>であって、道路運送車両法第41条第1項 の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとし て定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同 項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものと して定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも 適合するもの</p> <p>(2)～(4) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>べきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの</u></p> <p>(2) <u>車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>(3) <u>車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>7 <u>バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>8 略 （自動車税の種別割の税率の特例）</p>	<p>6 <u>車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>7 略 （自動車税の種別割の税率の特例）</p>



改正前	改正後
<p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。<u>次項第2号</u>及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で<u>平成20年3月31日</u>までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成22年3月31日</u>までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>略</p>	<p><b>第19条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。<u>以下この条</u>及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で<u>平成22年3月31日</u>までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成24年3月31日</u>までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>略</p>
<p>2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が<u>平成30年4月1日</u>から<u>平成31年3月31日</u>ま</p>	<p>2 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が<u>令和2年4月1日</u>から<u>令和3年3月31日</u>ま</p>

改正前	改正後
<p>での間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあつては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	<p>での間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
<p>3 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及</p>	<p>3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自</p>

改正前	改正後
<p>び事務室車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車<del>が平成31年4月1日(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあつては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車</del>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>	<p>自動車(自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。)が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>
<p>4・5 略 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第29条 略</p>	<p>4・5 略 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第29条 略 2 個人の県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6第1項及び第3項の規定の適用については、附則第5条の6第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

第2条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p><b>第35条の6</b> 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第47条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。)及び同法第2条第1項第14</p>	<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p><b>第35条の6</b> 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第47条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。) <u>同法第2条第1項第14号</u></p>

改正前	改正後
<p>号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p><b>第49条 略</b></p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p><b>第2条</b> 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、</p>	<p>に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第49条第2項及び第3項において「発電事業等」という。）<u>及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第49条第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。）</u>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p><b>第49条 略</b></p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p><b>第2条</b> 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金</p>

改正前	改正後
<p>第30条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第39条の2の規定により課する所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第30条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第39条の2の規定により課する所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略</p>

**第3条** 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第109条の9</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>記名押印</u>した明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p><b>第13条</b> 平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40</p>	<p><b>第109条の9</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>記名</u>した明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p><b>第13条</b> 平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、第40条に規定する税率に100</p>

改正前	改正後
<p>条に規定する税率に100分の0.8を加算した率とする。  (県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p><b>第14条</b> 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第30条第5項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する前条に規定する期間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)又は第88条の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)</p>	<p>分の0.8を加算した率とする。  (県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p><b>第14条</b> 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第30条第5項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する前条に規定する期間に開始する各事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)又は第88条の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日(当該事業年度(当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同法第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。)の事業年度)開始の日以後6月を経過した日をいう。)の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)</p>

改正前	改正後
<p><b>第30条</b> 第63条の2第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第66条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u>及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項の規定により証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第66条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。</p> <p>2 略</p>	<p><b>第30条</b> 第63条の2第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第66条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項の規定により証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第66条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。</p> <p>2 略</p>

（佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第4条** 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年佐賀県条例第4号）第2条の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第19条</b> 略</p>	<p>附 則 （自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第19条</b> 略</p>



改正前	改正後
<p>2・3 略</p> <p>4 <u>第2項（第4号及び第5号を除く。）</u>に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車に対する第112条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 <u>第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車に対する第112条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>5 <u>次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) <u>電気自動車</u></p> <p>(2) <u>天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</u></p>

改正前	改正後
	<p>(4) <u>ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>6 次に掲げる自動車のうち、営業用の自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第112条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には</u></p>

改正前	改正後
<p>5 前項の規定の適用がある場合において、第112条第3項に規定する自家用のバスのうち、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又</p>	<p>令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>7 第1項の規定の適用がある場合において、第112条第3項に規定する自家用のバスのうち、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学</p>

改正前	改正後		
<p>は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>	<p>又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 400 1106 443">略</td> </tr> </table>	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 400 2031 443">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>6 略</p>	<p>8 略</p>		

附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中佐賀県県税条例附則第30条第1項の改正規定及び第4条の規定 規則で定める日
- (2) 第1条中佐賀県県税条例第39条の7第1項、第46条の22第2項及び第81条第2項から第4項までの改正規定、次条第1項及び第2項並びに附則第9条及び第10条の規定 規則で定める日
- (3) 第2条中佐賀県県税条例第47条第1項第3号、第49条第2項及び第3項、第3条中佐賀県県税条例附則第13条並びに第14条第1項及び第5項の改正規定並びに附則第5条、第6条及び第11条の規定 規則で定める日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 規則で定める日  
(県民税に関する経過措置)

**第2条** 第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例（以下「新条例」という。）第39条の7第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項並びに附則第9条において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき佐賀県県税条例第39条の2に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新条例第39条の7の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した第1条の規定による改正前の佐賀県県税条例第39条の7第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第46条の22第2項の規定は、2号施行日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、2号施行日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分又は連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

**第3条** 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

**第4条** 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

**第5条** 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び次条において「3号施行日」という。)以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、3号施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

**第6条** 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例(令和2年佐賀県条例第29号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例の規定は、3号施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、3号施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

**第7条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

**第8条** 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

**第9条** 新条例第81条第2項及び第3項の規定は、2号施行日以後に保存を開始する帳簿(第81条第1項に規定する帳簿をいう。)について適用する。

(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正)

**第10条** 佐賀県産業廃棄物税条例(平成16年佐賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(帳簿記載等の義務) <b>第20条</b> 略	(帳簿記載等の義務) <b>第20条</b> 略
2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して	2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して

改正前	改正後
作成する場合等については、佐賀県県税条例第81条第2項から第5項までの規定を準用する。	作成する場合等については、佐賀県県税条例第81条第2項から第4項までの規定を準用する。

(佐賀県森林環境税条例の一部改正)

**第11条** 佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第3条</b> 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="232 839 1106 887"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	<p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p><b>第3条</b> 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 839 2033 887"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略
略			
略			